

岡山大学生生活協同組合 ICカード利用約款

第1章 ICカードの基本原則

(ICカードの定義)

第1条 この約款でいう大学生生活協同組合(以下、大学生協という)のICカードとは、以下の2者をいい、この約款では、ICカードと呼称します。また、この約款に基づいて岡山大学生生活協同組合(以下生協という)の組合員にはICカードが発行されます。

- (1) 生協が発行する組合員認証機能と組合員に提供される付加価値認証機能を搭載した組合員カード(以下メンバーズICカードといいます)
- (2) 生協が定款で職域として規定する大学法人もしくは学校法人のICチップ搭載学生証・職員証カードに、その大学法人もしくは学校法人との契約によって、組合員カードの機能を搭載したカード(以下大学カードといいます)

(ミールカードの定義)

第2条 組合員は、生協が指定した方法で申し込み、支払手続きをすることによって、生協が指定したICカードに搭載したミールカードの機能を使用することが出来ることとします。

- 2 ミールカードの利用方法については、ミールカード利用規約に定めます。

(約款の効力)

第3条 メンバーズICカードは、この約款に基づき発行され、大学カードは大学法人もしくは学校法人との契約に基づき発行されます。したがって、大学カードの生協との契約以外の学生証機能等は、当約款の規定の範囲外とします。

(ICカードの利用)

第4条 組合員は、カードに搭載されたICチップを利用して生協の提供するサービス、並びに生協が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができますものとしてします。

- 2 カードの利用にあたっては、本約款を遵守するものとしてします。
- 3 組合員は、生協を脱退する等の事由により組合員の資格を喪失すると同時に、本条第1項にいうサービスを受けることができなくなるものとしてします。

(ICカードの紛失・盗難)

第5条 組合員が、ICカードを紛失するか、盗難にあった場合は、速やかに生協に連絡の上、生協に対し所定の手続きを行うものとしてします。

- 2 ICカードを紛失するか盗難にあった組合員が、当該ICカードを発見した場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとし、生協が認めたときに限り、当該ICカードを再利用できるものとしてします。
- 3 ICカードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた一切の損害については、組合員がこれを負担するものとしてします。

(ICカードの再発行)

第6条 組合員は、ICカードの忘失・盗難、汚損、その他ICカードの再発行を必要とする事由により、再発行を依頼する場合には、再発行申請書を、メンバーズICカードは生協に、大学カードは大学が指定する部署に提出し承認を得るものとします。

2 メンバーズICカードの再発行を受ける場合の手数料は、生協所定の手数料を負担するものとし、大学カードの場合は大学の規定に従うものとします。

(不備の申し出)

第7条 組合員が、ICカードの発行または再発行を受けた場合は、組合員は、直ちにICカードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとします。

(個人情報)

第8条 生協は、別途定められた「個人情報保護規則」に基づき、生協が提供するサービスの円滑な利用以外の目的には、個人情報等を利用しないものとします。

(届出事項の変更)

第9条 組合員は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うものとします。

2 組合員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

(プライバシー情報の保護)

第10条 生協は、別途定められた「個人情報保護規則」に基づき、組合員がICカードを利用することによって入手した組合員のプライバシーに関わる情報を、生協の提供するサービス以外の目的に利用しないものとします。

(ICカードの利用停止と返却)

第11条 組合員は、次の何れかに該当した場合には、生協が、生協の提供するサービスにおいて、当該組合員のICカード利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。

- ①申し込み時に虚偽の申告をした場合
- ②本約款のいずれかに違反した場合
- ③ICカードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
- ④磁気ストライプ(磁気ストライプがある場合)及びICチップに記録された内容を改ざんした場合
- ⑤その他、組合員のICカード使用状況が適当でないと生協が判断した場合

2 組合員が、自らICカードの利用を停止する場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとします。

第2章 ICカードの機能・サービス

第1節 電子マネー機能の利用

(電子マネー利用方法)

第12条 組合員は、生協が指定した方法で申し込み、生協が指定した金額を生協に持参、もしくは生協が指定する方法での金融機関等を使った支払手続きをすることによって、納めた金額と同等の入金額を、IC カード対応機器等を用いて、IC チップに記録することができます。また、本約款第18条で定める方法によって、IC カード対応機器でポイントから変換することにより、IC チップに入金額を記録することができます。

2 組合員は、本条第 1 項により記録された金額もしくは生協が指定する割増率で増額された金額の範囲内で、生協の指定する店舗(以下「指定店舗」という)において IC カード対応機器で記録された金額を読み取ることで、入金した金額相当額で、指定店舗における決済代金(商品代金、送料、手数料または消費税を含む)の全部または一部の支払いとして利用するか大学生協が指定するサービスを受けることができるものとします。

(電子マネー利用の限度額・手数料等)

第13条 生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリペイドの1回あたりの利用限度額、入金金額に対する割増を設定する場合は、その割増率を定め、これを組合員に通知するものとします。

2 組合員のプリペイド利用手数料は無料とします。

3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

(電子マネーが利用できない場合)

第14条 組合員は、次の場合には、IC カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

①IC カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等により IC カードを利用することができない場合

②生協が、IC カードで利用ができない商品及びサービスを指定している場合

(IC カードの紛失・汚損等による電子マネーの処理)

第15条 IC カードの汚損により、電子マネー金額の読み取りができなくなった場合、または IC カード記載内容変更により再発行を受ける場合は、本約款第6条にいう再発行の届出を行うものとします。

2 組合員が IC カードを紛失し、または盗難にあった場合は、本約款第5条及び第6条にいう届出を行うものとします。紛失には大学カードの場合の大学カードに関する規定による IC カードの回収、カード読み取り機のトラブルにより、利用が出来なくなったときを含むこととします。

3 前項において組合員等の故意又は過失によらない場合に限り、当該 IC カードに電子マネー未使用残額がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行された IC カードにこれを記録するものとします。

(返金・返品禁止)

第16条 電子マネー未使用残額の返金は、組合員の脱退等の事由により、組合員が IC カードの使用を停止し、生協所定の手続きによって IC カードを生協に返却する場合を除き行わないものとします。

2 前項にいう電子マネー未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、生協が定めた所定の方法により行うものとします。

第2節 ポイント機能の利用

(ポイントの発生)

第17条 生協は組合員に、電子マネー利用金額に対応して算定された特典、もしくは生協において所定の条

件・方法により設定された特典(以下、「ポイント」という)を付与することができます。

- 2 ポイント対象店舗、商品やポイントの算定率ならびに付与内容は、生協が定めた方法で組合員に通知します。
- 3 ポイント対象店舗、商品やポイントの算定率ならびに付与内容は、組合員に予告無く変更する場合があります。

(ポイントの蓄積と利用方法)

第18条 組合員は、本約款第17条により発生するポイントを IC カードに蓄積することができます。また、組合員は、生協が認める場合、IC カードを提示し、IC カード対応機器によって自己の保有するポイントを読み取ることによって、生協が定める換算率により生協所定の基準と方法で、生協が提供する次のサービスを利用することができます。

(1)本約款の第2章第1節で定める電子マネーへの変換

(ポイントが蓄積できない場合)

第19条 組合員は、IC カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等により IC カードを利用することができない場合に、IC カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。また、この場合はポイントが蓄積できないこともあらかじめ承諾するものとします。

2 組合員が利用の場面で IC カードを提示しなかった場合はポイントを付与しません。

(IC カードの紛失・汚損等によるポイントの処理)

第20条 IC カードの汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合、または IC カード記載内容変更により再発行を受ける場合は、組合員は本約款第6条の再発行の届出を行うものとします。

2 組合員が IC カードを紛失し、または盗難にあった場合は、本約款第5条及び第6条の届出を行うものとします。紛失には大学カードの場合の大学カードに関する規定による IC カードの回収、カード読み取り機のトラブルにより、利用が出来なくなったときを含むこととします。

3 前項において組合員等の故意又は過失によらない場合に限り、当該 IC カードにポイント残高がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行された IC カードにこれを記録するものとします。

(ポイントの失効)

第21条 組合員が組合員資格を喪失した場合は、当該の組合員に付与されたポイントの権利は失効するものとします。

2 1項の組合員資格喪失に際し、未引換のポイントについて、第18条に定める処理を行う場合があります。

第3節 仮カード・仮ミールカードの利用

(仮カード・仮ミールカードの発行)

第22条 組合員は、IC カードが発行されるまで、生協所定の手続きにより、当該組合員の認証番号を付与はしないが、プリペイド機能、ポイント機能が使用できる仮カード、もしくはプリペイド機能、ポイント機能、ミールカード機能が使用できる仮ミールカードの発行を受け、組合員カードと同様のサービスを受けることができます。

2 ただし、仮カード及び仮ミールカードは個々の組合員の認証番号が付与されないため、認証番号を活用した利用情報の提供等ができないことを、利用者は予め承諾したものとします。

3 仮カード及び仮ミールカードの発行を受ける際に、あらかじめ生協所定の預託金が定められている場合は、所定の預託金を支払うこととします。

(仮カードの返却)

第23条 仮カード組合員が IC カードを入手した場合は、速やかに生協に届出て仮カードを返却します。本約款第29条でいう預託金が定められ、組合員から預託金を預かっていれば、生協は仮カードの返却を受けた場合、預託金を返却します。

(仮カードの残額移行)

第24条 仮カードの発行を受けた組合員が仮カードを返却した場合、生協に所定の手続きを行い、仮カード上のポイント・プリペイド残高、ミールカード設定を IC カード利用約款で規定する IC カードに移行することができます。

第4節 Web ポイントの利用、IC カード利用履歴

(Web ポイントの発生)

第25条 生協は組合員に、生協において所定の条件・方法により設定された特典(以下、「Web ポイント」という)を生協が指定する電子媒体(生協の Web システム)上で付与することができます。

- 2 Web ポイント対象店舗、商品、サービスやポイントの付与内容は、生協が定めた方法で組合員に通知します。
- 3 ポイント対象店舗、商品、サービスやポイントの付与内容は、組合員に予告無く変更する場合があります。

(Web ポイントの蓄積と利用方法)

第26条 組合員は、本約款第32条により発生するポイントを Web システム上に蓄積することができます。蓄積内容・状況は「大学生協マイページ」の中で確認することができます。

2 組合員は、マイページ上で、生協が定める換算率により第2章・第 1 節で定める電子マネーへの変換を申請することができます。また、IC カードを提示し、IC カード対応機器によって電子マネーを受け取ることができます。

(Web ポイントの失効)

第27条 組合員が組合員資格を喪失した場合は、当該の組合員に付与された Web ポイントの権利は失効するものとします。

- 2 1項の組合員資格喪失に際し、未引換の Web ポイントについて、第33条に定める処理を行う場合があります。

(利用履歴の提供)

第28条 生協は、組合員の IC カードの電子マネー利用及びミールカードの履歴(以下、利用履歴という)の一部を組合員にもしくは組合員の親権者に提供します。

- 2 利用履歴とは、利用商品、利用の金額、IC カード入金額、電子マネー残高・ポイント付与履歴等を指します。
- 3 利用商品とは生協の店舗、食堂等において POS レジで精算された商品であり、その利用商品名は POS レジに登録されているデータを指します。ただし、POS レジに当該商品のデータが登録されていない場合があることを利用者は予め承諾するものとします。

- 4 利用履歴は、生協が指定する電子媒体(生協の Web サイト「生協マイページ」)もしくは紙媒体によって提供し、その利用は、組合員が申し込みすることで提供されます。
- 5 組合員は、利用履歴を親権者に提供することを承諾したこととします。
- 6 生協は提供した利用履歴の不正などにより、組合員及び親権者に不利益が生じた場合もその損害を補償しません。

(利用履歴提供の終了・中止・変更)

第29条 生協は、組合員に告知を行うことで、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することがあることを、利用者は予め承諾したものとします。

2 前項により会員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負いません。

3 以下の理由による場合、生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合があります。

- (1)コンピュータシステムの保守点検
- (2)システムの切り替えによる設備更新
- (3)天災、災害による装置の故障
- (4)その他予期しない障害の発生

第3章 その他

(損害の負担)

第30条 組合員は、本約款を遵守するものとし、本約款の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

(本約款の変更・廃止)

第31条 生協は、IC カードの基本原則の変更による効力・機能サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することができます。

2 前項の場合、生協は、本約款を変更・廃止する旨、変更後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- (1)店舗での掲示
- (2)Web サイトへの掲示

3 この約款の変更・廃止は、生協の理事会の議決によります。

(準拠法)

第32条 この約款に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第33条 組合員は、この約款の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、生協所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

(施行)

第34条 本約款は2005年4月1日から施行します。

(設定・改定年月日)

2005年4月1日 設定

2019年11月1日 改定施行